11　施行令第四条の六の二第二十九項に規定する財務省令で定める方法は、第四条の四第七項に規定する方法とする。

12　前項に規定する方法は、第四条の四第八項に規定する基準に適合するものでなければならない。

13　第四条の四第九項の規定は、施行令第四条の六の二第三十一項に規定する支払の取扱者が同項の規定により同項の個人又は内国法人若しくは外国法人の承諾を得る場合について準用する。

第五条の四の次に次の四条を加える。

（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）

第五条の四の二　法第九条の六第一項の規定の適用を受けた特定目的会社（同項に規定する特定目的会社をいう。第三項において同じ。）は、同条第一項に規定する外国法人税を課された場合には、施行令第四条の九第五項に規定する書類を、法第九条の六第一項の規定により当該外国法人税の額を控除された日又は法第九条の三の二第三項の規定により当該外国法人税の額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2　施行令第四条の九第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第九条の六第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が同項に規定する外国法人税に該当することについての説明及び通知外国法人税相当額（施行令第四条の九第十四項に規定する通知外国法人税相当額をいう。次項第五号において同じ。）の計算に関する明細を記載した書類

二　前号に規定する税が課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類

3　施行令第四条の九第十一項及び第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定目的会社の利益の配当（法第九条の六第一項に規定する利益の配当をいう。以下この項において同じ。）の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条に規定する場所）

二　その支払の確定した利益の配当の額及びその支払の確定した日

三　前号の利益の配当の額につき源泉徴収をされる所得税の額

四　種類別及び名称別の特定目的会社の出資の金額及び口数その他第二号の利益の配当の額の計算の基礎

五　その支払の確定した利益の配当に係る通知外国法人税相当額

六　その支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

七　施行令第四条の九第十一項から第十三項まで又は第十五項ただし書の規定に基づく通知である旨

八　その支払を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨

九　その他参考となるべき事項

4　前項の規定は、施行令第四条の九第十二項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号及び第五号中「その支払の確定した利益の配当」とあるのは、「その年中に支払の確定した利益の配当」と読み替えるものとする。

5　前二項の規定は、施行令第四条の九第十五項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。

6　施行令第四条の九第十二項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する特定目的会社ごとに選択しなければならない。

7　施行令第四条の九第十五項に規定する財務省令で定める方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。

8　前項に規定する方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。

9　所得税法施行規則第九十二条の三の規定は、施行令第四条の九第十七項に規定する特定目的会社が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）

第五条の四の三　法第九条の六の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する投資法人は、同項に規定する外国法人税を課された場合には、施行令第四条の十第二項に規定する書類を、法第九条の六の二第一項の規定により当該外国法人税の額を控除した日又は法第九条の三の二第三項の規定により当該外国法人税の額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2　前条第二項の規定は、施行令第四条の十第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

3　前条第三項の規定は施行令第四条の十第七項及び第九項に規定する財務省令で定める事項について、前条第四項の規定は施行令第四条の十第八項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

4　前条第三項及び第四項の規定は、施行令第四条の十第十一項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。

5　施行令第四条の十第八項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する投資法人ごとに選択しなければならない。

6　施行令第四条の十第十一項に規定する財務省令で定める方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第一項に規定する方法とする。

7　前項に規定する方法は、所得税法施行規則第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。

8　所得税法施行規則第九十二条の三の規定は、施行令第四条の十第十三項に規定する投資法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第五条の四の四　法第九条の六の三第一項の規定の適用を受けた特定目的信託に係る同項に規定する受託法人は、同項に規定する外国法人税を課された場合には、施行令第四条の十一第二項に規定する書類を、法第九条の六の三第一項の規定により当該外国法人税の額を控除した日又は法第九条の三の二第三項の規定により当該外国法人税の額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2　第五条の四の二第二項の規定は、施行令第四条の十一第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

3　施行令第四条の十一第七項及び第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定目的信託の剰余金の配当の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条に規定する場所）

二　その支払の確定した剰余金の配当の額及びその支払の確定した日（無記名株式等の剰余金の配当（所得税法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当をいう。第五号及び第六号において同じ。）については、その支払をした剰余金の配当の額及びその支払をした日）

三　前号の剰余金の配当の額につき源泉徴収をされる所得税の額

四　種類別及び名称別の特定目的信託の受益権の口数その他第二号の剰余金の配当の額の計算の基礎

五　その支払の確定した剰余金の配当（無記名株式等の剰余金の配当については、その支払をした剰余金の配当）に係る施行令第四条の十一第十項に規定する通知外国法人税相当額